

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいるとき
 <高額医療・高額介護合算療養費制度>

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、自己負担の年額を合算して下記の限度額を超えた分が、市町村等の国保担当窓口への申請によりあとから支給されます。

◆合算した場合の限度額（年額／8月～翌年7月）

《70歳未満の人》

所得区分	所得	限度額
ア	901万円超	212万円
イ	600万円超901万円以下	141万円
ウ	210万円超600万円以下	67万円
エ	210万円以下	60万円
オ	住民税非課税世帯	34万円

《70歳以上75歳未満の人》

所得区分（裏面参照）		限度額
現役並み 所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	212万円
	Ⅱ（課税所得380万円以上）	141万円
	Ⅰ（課税所得145万円以上）	67万円
一般（課税所得145万円未満等）		56万円
Ⅱ 住民税非課税世帯		31万円
Ⅰ 住民税非課税世帯（所得が一定以下）		19万円※

※住民税非課税世帯Ⅰで介護保険受給者が世帯内に複数いる場合は31万円